

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水 際対策措置（オミクロン株に対する水際措置 の強化）

2021 年 1 1 月 2 9 日

● 1 1 月 2 9 日、緊急避難的対応として、予防的観点から、当面 1 か月の間、日本において以下の措置を講じます。

● 今回の措置の主な点を以下のとおりお知らせ致しますので、日本への御帰国・御入国等の際には、最新の情報に御留意いただき、下記のホームページ等を御確認ください。

「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和 3 年 1 1 月 2 9 日時点）」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100265175.pdf>)

● さらなる詳細については、以下のホームページを御確認ください。

「水際対策強化に係る新たな措置（20）」

(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C145.html)

1. オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）に対する指定国・地域

新たな変異株であるオミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）について、本措置に基づき別途の指定を行います。

2. 外国人の新規入国停止

11 月 30 日（火）午前 0 時（日本時間）以降外国人の新規入国を停止します（査証発給済者を含む）。

※11 月 30 日（火）午前 0 時（日本時間）前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としません。

3. 有効なワクチン接種証明保持者に対する行動制限緩和措置の見直し

（1）11 月 30 日（火）午前 0 時（日本時間）以降、有効なワクチン接種証明保持者に対する行動制限緩和措置に係る新規申請受付及び審査済証の交付を停止します。

（注）12 月 1 日（水）午前 0 時（日本時間）以降の帰国者・再入国者等については行動制限緩和の対象としません。

(2) 12月1日(水)午前0時(日本時間)以降の帰国者・再入国者等について、有効なワクチン接種証明保持者に対する3日間停留措置の免除及び待機期間短縮措置(14日→10日)を停止します。

4. モニタリングの強化等

オミクロン株に係る指定国・地域からの帰国者・入国者について、入国者健康確認センターの健康フォローアップを強化するとともに、変異株サーベイランス体制を強化します。

5. 入国者総数の引下げ

12月1日(水)午前0時(日本時間)以降、日本に到着する航空便について、既存の予約について配慮しつつ、新規予約を抑制します。

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html）

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC 版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）